

1 趣旨

- 都立病院及び公社病院は令和4年7月1日付で地方独立行政法人へ移行(開設者変更)
- 開設者が東京都及び公益財団法人東京都保健医療公社から地方独立行政法人東京都立病院機構に変わるため、新たに地域医療支援病院の承認を行う必要がある。
- 承認に当たり、あらかじめ地域医療構想調整会議の協議が必要となるため、当該病院が所在する二次保健医療圏の地域医療構想調整会議構成員へ意見照会を実施した。(6月10日～同月15日)

2 現在承認している病院と新たに承認する病院

番号	二次保健医療圏域	現在承認している病院	新たに承認する病院
1	区西北部	東京都立大塚病院	地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立大塚病院
2	区西北部	公益財団法人東京都保健医療公社 豊島病院	地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立豊島病院

3 構成員からいただいた主な御意見

- 地方独立行政法人化に賛成だが、これまで以上の踏み込んだ監査が必要。医業収支の改善にも努めていただきたい。
- 区にとって重要な地域医療支援病院なので引き続き承認していただき、連携支援病院としての責務を発揮できる体制を維持していただきたい。
- 地方独立行政法人化後も同様に、地域医療支援病院として機能していただくことが必要。
- 行政医療的にも地域医療支援の観点からも、搬送困難症例の積極的受け入れについて、一層の取り組みを期待している。また、単なる救急搬送だけでなく、東京ルールやコロナ東京ルール、転送依頼の症例など、様々な困難症例の受け入れの実績を示していくことも大事。
- 地域の医療機関では対応が困難な患者を積極的に受け入れており、連携医からの依頼により緊急診療の対応を行うなど、地域医療支援に寄与している。コロナ禍においても、感染症に罹患した妊婦や新生児を可能な限り受け入れているなど、地域医療体制の維持に努めており、継続的な取組に期待したい。
- 今後も地域の医療機関等との連携強化や入院前の患者のサポート、円滑な在宅移行や在宅療養の支援など、地域医療の医療環境の向上に寄与することが期待される。

【参考】今後の予定

- 東京都医療審議会の諮問・答申を経て、都で決定(令和4年7月1日)